

## 【1 目的】

本方針は、社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の公式 SNS（以下「協議会公式 SNS」という。）の運用に関する事項について定めたものです。

## 【2 基本方針】

協議会公式 SNS は、協議会の業務、取り組み、行事の更新情報等を発信することを通じ、利用者に協議会の理解を深めていただくとともに、利用者の利便性を高めることを目的としています。

## 【3 運用方法】

協議会公式 SNS は、適正な運用、閲覧者への誤解や混乱を防ぐため、次の通り運用することとしています。

### (1) ページ名（アドレス）

ホームページ	社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会 ( <a href="http://toshima-shakyo.or.jp/index.html">http://toshima-shakyo.or.jp/index.html</a> )
ツイッター	豊島区民社会福祉協議会 ( <a href="https://twitter.com/toshimakumincsw">https://twitter.com/toshimakumincsw</a> )
インスタグラム	豊島区民社会福祉協議会 ( <a href="https://www.instagram.com/toshimakumin_csw/">https://www.instagram.com/toshimakumin_csw/</a> )
LINE	豊島区民社会福祉協議会

### (2) 掲載内容

- ① 豊島区民社協の事業に関する情報
- ② 豊島区民社協の講座やイベントの予告、募集情報
- ③ 豊島区内の地域福祉活動に関する情報
- ④ その他区民等のニーズの高い情報や周知する必要があると判断した情報

### (3) 管理・運営

- ① 運用責任者 協議会事務局長
- ② 発信者 協議会職員

(4) 他ユーザーとの連携について

他の SNS ユーザーに対するリプライ、リツイート、フォロー、コメントへの返信は行いません。ただし、運用責任者が特に必要と認めた場合を除きます。ご意見、お問い合わせについては、Eメール、電話、FAX 等にて受け付けます。

(5) ホームページとのリンク

協議会公式 SNS に記載するリンク先は、協議会公式ホームページのみとします。国、東京都、豊島区その他の地方公共団体、公益法人等が開設したホームページで、運用責任者が特に必要と認めたものを除きます。

(6) 緊急時等における対応

大規模災害の発生時など、平時と異なる対応が必要とされる場合は、区民等のニーズに応え、それらの対応に資する観点から、豊島区、東京都、その他地方公共団体、東京都社会福祉協議会等の発信する関連情報について、必要に応じてフォロー等を行います。また、災害時に立ち上げる災害ボランティアセンターの活動に関する更新情報等を発信します。

#### 【 4 禁止事項】

次に定める投稿は禁止し、運営者が不適切と判断した投稿については、予告なく削除、アカウントのブロック等をする場合があります。

- ①法律、法令等に違反する内容、または違反する恐れのあるもの
- ②特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ③政治、宗教活動を目的とするもの
- ④協議会または第三者の著作権、商標権、肖像権など知的所有権を侵害するもの
- ⑤広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ⑥人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- ⑦公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ⑧虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ⑨本人の承諾なく個人情報等を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ⑩他のユーザー、第三者等になりすますもの
- ⑪有害なプログラム等
- ⑫わいせつな表現を含む不適切なもの
- ⑬協議会の発信する内容の一部または全部を改変するもの
- ⑭協議会の発信する内容に関係のないもの
- ⑮SNS サービスの規約違反となるもの
- ⑯その他、協議会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

## 【 5 免責事項】

- ①協議会公式 SNS に掲載されている情報の内容に関しては、万全を期しておりますが、その内容の正確性、完全性等を保障するものではありません。
- ②協議会公式 SNS に関連して生じた閲覧者間又は閲覧者と第三者との間のトラブル、損害、紛争について、一切責任を負いません。
- ③協議会公式 SNS 上に閲覧者が投稿した情報（コメント・写真等）について、一切の責任を負いません。
- ④閲覧者により投稿されたコンテンツについては、投稿されたことをもって全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳など含む）権利を許諾したものとし、かつ、協議会に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- ⑤協議会公式 SNS のご利用方法、技術的なご質問、システム状況などに関しては、一切お答えすることはできません。
- ⑥この運用方針は、必要に応じて予告なく変更する場合があります。

## 【 6 知的財産権】

協議会公式 SNS に掲載しているすべての情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、協議会または現著作者に帰属します。私的使用または引用等著作権法上認められた行為を除き協議会に無断で転載等を行うことはできません。引用等を行う際は、出所を明記しての転載は可能です。ただし「無断転載を禁じます」等の注記がある場合にはこの限りではありません。

また、協議会公式 SNS 掲載記事に対する「いいね!」「シェア」機能については、自由に使用していただくことができます。

## 【 7 附則】

この運用方針は、令和 2 年 8 月 4 日から施行します。